

社会保障改革、三位一体の改革その他重要事項について

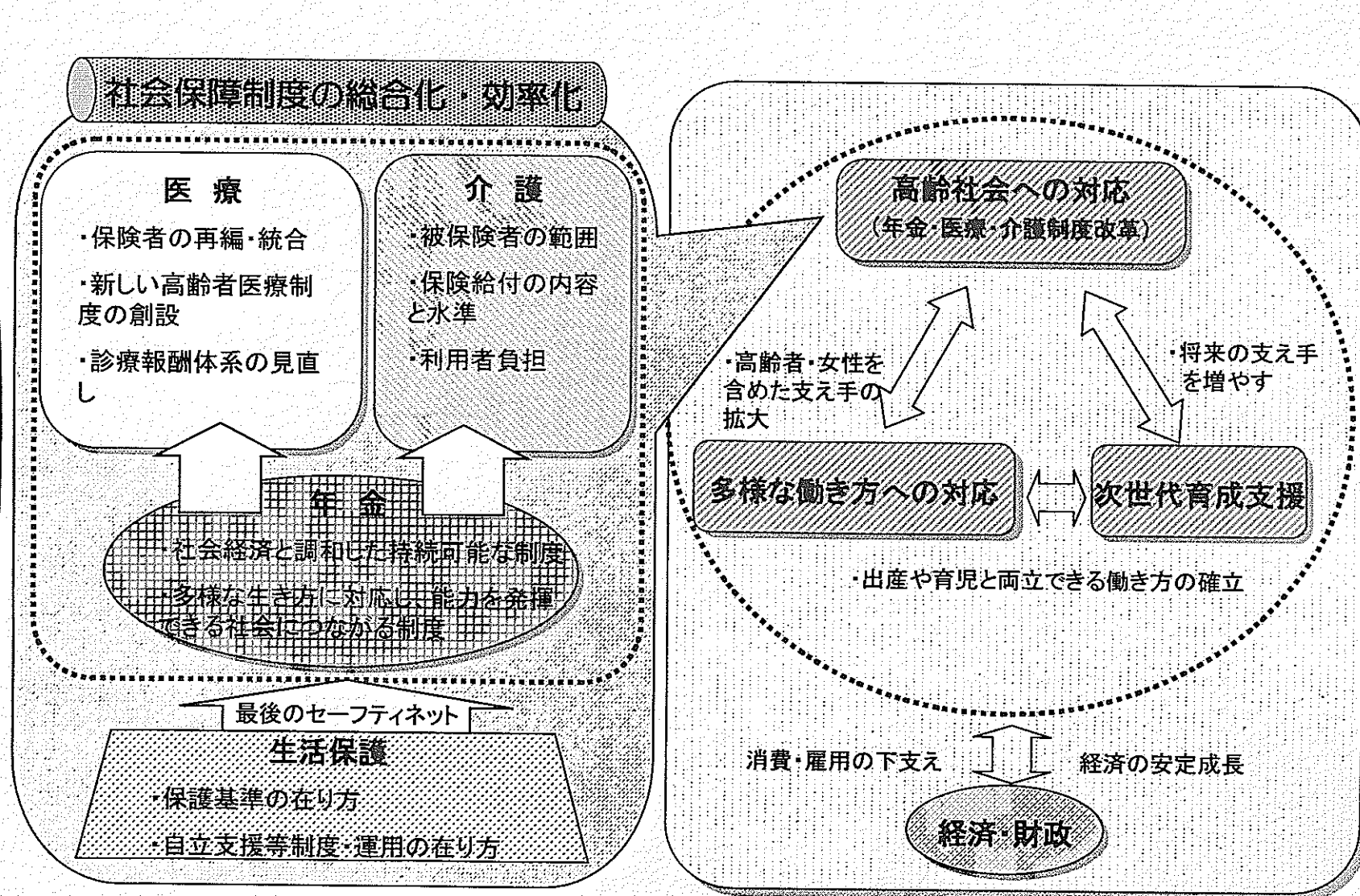
- ・ 社会保障改革の動きについて 1 ～ 2 p
- ・ 三位一体の改革について 3 ～ 1 3 P
- ・ 規制改革について 1 5 ～ 4 5 P

社会保障制度改革の今後の進め方

16年春

○ 年金財政再計算を踏まえ、「社会保障の給付と負担の見通し」を作成、公表

16年度
～
18年度



社会保障制度改革の工程と主な論点について

	年金	医療	介護	生活保護	次世代育成支援	多様な働き方
平成15年	厚生労働省案の公表	社会保障審議会医療保険部会において議論	社会保障審議会介護保険部会において議論	社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会において議論		多様な働き方を可能とする労働環境の整備
平成16年	基礎年金国庫負担割合引上げの道筋とその財源、給付と負担の水準について政府・与党で合意 関連法案を通常国会に提出	論点 - 都道府県単位を軸とした保険運営についての検討 - 新たな高齢者医療制度に関する検討	論点 - 被保険者の範囲 - 保険給付の内容と水準 - 利用者負担	論点 - 保護基準の在り方 - 自立支援等制度運用の在り方	児童福祉法、児童手当法、育児・介護休業法改正	ワークシェアリングの推進等 高年齢者雇用安定法改正
平成17年		↓	法律施行後5年を目途に、その全般に関して検討し、必要な見直し等の措置を講ずる（介護保険法附則）	生活保護の在り方について十分検討を行うこと（社会福祉事業法等改正法附帯決議（衆・参））	新しい児童育成のための体制（総合施設）の整備に関する法改正 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画がスタート	仕事と生活の調和のとれた働き方を可能とする環境整備
平成18年		「基本方針」に基づき、概ね2年後を目途に新しい高齢者医療制度の創設を含む制度改革に順次着手	介護報酬の改定 保険料の見直し 第3期介護保険事業運営期間開始	新しい児童育成のための体制（総合施設）の整備		

2. 三位一体の改革について

「三位一体の改革」について

1 これまでの経緯

- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」 (P4参照)
(平成15年6月27日閣議決定)

「平成18年度までの期間において、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、国庫補助負担金については、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。」

- 「平成16年度予算編成の基本方針」 (P4参照)
(平成15年12月5日閣議決定)

「国庫補助負担金については、「国庫補助負担金等整理合理化方針」の下、「重点項目」をはじめとして広範な検討を進め、1兆円を目指して廃止・縮減等を行う。」

2 改革の内容

- 三位一体の改革に関する政府・与党協議会了承 (P5参照)
(平成15年12月19日)

平成16年度における国庫補助負担金改革

【厚生労働省関係】

2, 150億円程度

〔 児童保護費等負担金 (公立保育所運営費)
市町村事務取扱交付金 (児童手当)
水道施設整備費補助 等 〕

- その他、公共投資関係費の縮減、奨励的補助金の縮減等を実施。

3 今後の対応

- 今国会に所要の法案を提出する予定。(P12参照)

- 平成17年度に向けて、生活保護費負担金をはじめとして更に検討を進める。
(参考)

三位一体の改革に関する政府・与党協議会了承

(平成15年12月19日)

生活保護費負担金の見直しについては、自治体の自主性、独自性を生かし、民間の力も活用した自立・就労支援の推進、事務執行体制の整備、給付の在り方、国と地方の役割・費用負担等について、地方団体関係者等と協議しつつ、検討を行い、その結果に基づいて平成17年度に実施する。

- あわせて、事務事業の在り方の見直しについても取り組む。(P13参照)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003

<抜粋>

第2部 構造改革への具体的な取組

6. 「国と地方」の改革

(2) 三位一体の改革の具体的な改革工程

① 国庫補助負担金の改革

地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、「自助と自律」にふさわしい国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金のあり方の抜本的な見直しを行う。

このため、「改革と展望」の期間（当初策定時の期間で平成18年度までをいう。以下、「6.『国と地方』の改革」において同じ。）において、別紙2の「国庫補助負担金等整理合理化方針」に掲げる措置及びスケジュールに基づき、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、国庫補助負担金については、広範な検討を更に進め、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。その際、国・地方を通じた行財政の効率化・合理化を強力に進めることにより、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革する。

平成16年度予算編成の基本方針

<抜粋>

Ⅲ 歳出の見直しと構造改革の推進

7 地方財政

（三位一体の改革）

「三位一体の改革」については、「改革と展望」の期間中（平成18年度までに、国庫補助負担金について概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革を行い、地方交付税の財源保障機能全般を見直して縮小するとともに、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについて、基幹税の充実を基本に税源移譲を行うこととしており、経済財政諮問会議を中心に議論を進め、「基本方針2003」を踏まえ、これらの改革工程を早期に具体化するよう取り組む。平成16年度予算においても、平成15年度予算における取組の上に立って、今後3年間の取組の初年度にふさわしい成果を上げるよう、政府一丸となって以下に取り組む。

国庫補助負担金については、「国庫補助負担金等整理合理化方針」の下、「重点項目」をはじめとして広範な検討を進め、1兆円を目指して廃止・縮減等を行う。